

千葉県土採取計画の認可に係る審査基準

第1 総 則

1 趣 旨

この基準は、千葉県土採取条例（昭和49年条例第1号。以下「条例」という。）第3条第1項及び第7条第1項の認可をするかどうかを判断するために必要な基準（条例第6条の認可の基準を具体化した基準）を定めるものとする。

2 土の解釈

条例に規定する土には、鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条に掲げる鉱物、採石法（昭和25年法律第291号）第2条に掲げる岩石及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）第2条に掲げる砂利を含まない。

3 定 義

この審査基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共物件 道路、水路、橋梁、堤防、砂防設備、鉄道、鉄塔その他の公共的な物件
- (2) 掘削基準点 採取場区域内（搬出路を除く。）の最も低い標高以上の位置において、申請者が設定した地点

第2 土の採取

1 採取の量

採取の量は、採取に伴う災害を防止するため過大なものとならないよう、次の各号に掲げる事項を考慮するものとする。

- (1) 採取の方法
- (2) 採取機械その他の設備の能力
- (3) 作業時間及び作業人員
- (4) 採取場の自然状況による採取の難易度
- (5) 土を搬出する際の積込み能力
- (6) 主要道路に至るまでの搬出路の状況

2 採取の期間

- (1) 条例第3条第1項の認可及び条例第7条第1項の認可に係る採取の期間は、それぞれ1年以内の期間とする。

ただし、条例第3条第1項の認可に係る採取の期間にあつては、知事が特別の事情があると認めるときは、1年6か月以内の期間とすることができる。

- (2) 前項の規定にかかわらず、条例第3条第1項の認可に係る採取の期間にあつては、申請者の良好な採取実績、条例及び関連する他法令の遵守状況その他の必要な事項を

勘案し、優良な採取計画と認められた場合に限り、1年を超え3年以内の期間とすることができる。

3 災害防止の方法等

土採取計画の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。

(1) 掘削等

ア 保安距離

土採取による崩壊により影響を及ぼすことのないようにするため、公共物件及び家屋その他の隣接物件並びに隣接地から2メートルを標準とした保安距離（次に掲げる物件及び隣接地に対しては、それぞれ次に掲げる保安距離）を隔てた上で、掘削を行うものであること。

(ア) 公共物件及び特に災害防止の必要性が大きい隣接物件に対しては、万一の崩壊による影響の重大性に鑑み、2メートルを下回らない保安距離であること。

(イ) 隣接地に対しては、土採取計画に盛り込まれた掘削箇所により、隣接地の崩壊のおそれがないものと認められる場合に限り、2メートルを下回る保安距離として差し支えないこと。

イ 掘削深

(ア) 申請者は掘削基準点を設定し、これを現地において表示するものであること。

(イ) 掘削基準点よりも低い標高の位置において、掘削が行われないものであること。

ウ 掘削方法

(ア) (1)アの保安距離を確保した上で、崩壊等による災害を防止するため、掘削面のこう配45度以下で掘削するものであること。

(イ) 掘削の方法は、すきとり方式、階段掘り方式その他の安定こう配を保つことのできる方式によるものであること。

エ その他

掘削による災害の防止については、ア～ウのほか、次に掲げる観点から審査する。

ただし、これらの観点は一律に判断できない性質を有するものであるため、必要に応じ、これらの観点を踏まえた条件を付することがある。

(ア) 掘削深、地質、土質及び使用する重機の能力を勘案し、のり面に平場を設けるものであること。

(イ) 事業期間及び掘削区域について、適切な計画が立てられていること。

(ウ) 公共物件が周辺に存在する場合において、水路の水の漏水、道路の陥没その他これらに類する危険が生じるおそれがあるときは、必要な補強工事を行うものであること。

(エ) 土採取場には、丁張りその他の方法により、掘削のこう配及び掘削深を確認できる表示を行うものであること。

(オ) 土採取場において、工事関係者以外の者が近づくことができる箇所がある場合は、当該箇所に囲い柵、危険表示その他の表示物を設置するものであること。

(カ) 乾燥時においては、土砂の飛散を防止するため、周辺の状況に応じて、土採取場内への散水、防砂ネットの設置その他の必要な措置を講ずるものであること。

- (キ) 土砂の飛散を防止するため、土採取場内で土採取が終了しあるいは裸地のままの区域で、現在あるいは今後の土採取において支障を来さない区域がある場合には、早急に緑化を進めるものであること。
- (ク) 掘削箇所への地下水の浸透、地下水位の低下その他の地下水の変化により、土採取場周辺の井戸水、農業用水その他の水の利用に悪影響を与えないように行うものであること。
- (ケ) その他、条例の目的を達成するため必要な措置を講ずるものであること。

(2) 土の堆積

掘削した土を堆積する場合は、土留めの設置その他の崩壊又は降雨により土採取場外への土の流出を防止するため必要な措置を講じるものであること。

(3) 雨水の処理

降雨等により、土採取場外に土砂、汚濁水等が流出するのを防止するため、土採取場内に浸透池、排水溝の設置その他の適切な措置を講じるものであること。

(4) 採取跡の処理

採取跡の処理は、次に掲げる事項に適合するものであること。

- ア 採取跡は、平坦になるものであること。ただし、平坦にすることが困難な場合にあつては、降雨等により土砂が崩壊、流出しないよう措置を講ずるものであること。
- イ 採取終了後ののり面は、こう配を45度以下とするものであること（垂直高さが10メートルを超えるときは、こう配45度以下とし、かつ、10メートルごとに幅1メートル以上の小段を設けるものであること）。
- ウ 採取終了後は、のり面の崩壊を防止するため、遅滞なく、草木の植栽、土留めの設置その他の必要な措置を講じるものであること。

(5) 作業時間

作業時間は、安全確保のため、日の出から日の入りまでの時間とする。

附則

1 施行期日

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

2 経過措置

平成25年4月1日前に採取計画の認可申請がなされたものについては「千葉県土採取計画認可基準」（最終改正 平成10年3月27日）を適用するものとする。